

船舶事故等調査報告書

平成27年10月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015横第7号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成27年1月15日 11時13分ごろ
発生場所	東京都江戸川区の旧江戸川河口付近 浦安沖灯標から真方位317° 1.86海里付近 (概位 北緯35°38.15′ 東経139°52.10′)
事故等調査の経過	平成27年1月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	油タンカー 第十一 ^{ちやうえい} 長榮丸、132トン
船舶番号、船舶所有者等	131621、有限会社長栄海運
乗組員等に関する情報	船長、六級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	船底に擦過傷
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、原油約400klを積載し、平成27年1月15日09時15分ごろ、京浜港横浜第3区を出港し、旧江戸川の上流にある化学工場の専用棧橋に向かった。 本船は、船長が1人で操船に当たり、旧江戸川の河口付近において、川の流れを右舷側に受けながら約4.0ノットの対地速度で河口に向けて右転中、11時13分ごろ浅所に乗り揚げた。 本船は、16日02時20分ごろ、自力で離礁した。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北、風力 2 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ高潮時
その他の事項	本船は、喫水が船首約2.6m、船尾約2.6mであった。 本事故発生場所は、南側至近に三枚洲と呼ばれる浅所があり、旧江戸川からの土砂が堆積して水深が浅かった。 船長は、旧江戸川の河口付近の航行経験が豊富で、浅所の存在を知っていた。 船長は、降雨により旧江戸川の流れがいつもより速く、河口に向けて右転した際、圧流されていることに気付いたが、左舷側の浅所に接近しながらも右転できるものと思っていた。 船長は、本船の主機が古いので、主機に負荷が掛かることを考慮して増速しなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>本船は、旧江戸川の河口付近において、降雨により川の流速が増した状況下で河口に向けて右転した際、船長が、圧流されていることに気付いたものの、浅所に接近しながらも右転できるものと思い、主機への負荷を考慮して増速操作を行わなかったことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、旧江戸川の河口付近において、降雨により川の流速が増した状況下で河口に向けて右転した際、船長が、圧流されていることに気付いたものの、浅所に接近しながらも右転できるものと思い、主機への負荷を考慮して増速操作を行わなかったため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川を航行する場合は、浅所に向けて圧流されないように操船すること。